

退職に係る手続き一覧

提出欄：○…提出が必要 △…該当者のみ提出

区分	提出	提出書類	退職する場合の手続き方法	引き続き組合員となる場合	
県	○	・退職手当支給調書	提出書類に記入・押印の上提出してください。 ※再任用及び会計年度任用職員の任期満了退職の場合を除く。		
		・退職手当口座振込依頼書			
		・退職所得の受給に関する申告書			
財産形成貯蓄	△		各金融機関に確認の上、必要な手続きをしてください。	手続き不要	
確定拠出年金	△				
共 済 組 合	△	・任意継続組合員申出書	他の医療保険に加入しない場合または家族の被扶養者にならない場合で任意継続組合員加入を希望するときは、申出書を提出してください。	手続き不要	
		・任意継続掛金の預金口座振替依頼書			
	組合員証等	○		退職日以降、使用できなくなりますので、所属所の事務担当者へ返却してください。 (組合員被扶養者証・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証も同時に返却)	組合員証等は引続き使用できません ※職員番号が変更となる場合は別途組合員証発行手続きが必要となります
	資格喪失証明	△	・資格喪失証明書交付願	国民健康保険に加入又は家族の被扶養者になる場合で、資格喪失証明書が必要な場合は提出してください。	
	退職届書	○	・退職届書	・提出書類に記入・押印の上、提出してください。 ※臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任期満了退職を除く。 ・組合員が在職中の傷病により日常生活に支障をきたすような一定の障害状態になったとき、障害厚生(共済)年金を請求できる場合があります。詳しくは担当までご相談ください。なお、障害年金の概要については退職手当・年金制度等ガイドブック(障害給付)を参照ください。 ・1年以上組合員であった者が退職した際に傷病手当金の要件を満たしている場合には、手当金が支給される場合がありますので、病気で休暇または休職中の方は担当までお知らせください。	
	共済貸付	△		退職手当より貸付残債を控除しますので、手続きは必要ありません。	
福祉保険制度	△	ファミリー年金 医療費支援制度		手続き不要 引続き加入	
アイリスプラン	△	医療・傷害補償コース 年金コース	退職手当・年金制度等ガイドブック(その他)を参照ください。		
互 助 会	△	互助会貸付	別途、通知しますので、銀行から振込してください。		
	△	団体保険	保険会社に連絡してください。	手続き不要	
	△	リフレッシュ旅行 (会員期間が15年以上、ただし60歳到達者を除く)	後日、ご自宅へ旅行ギフトカードを送付します。		

問合せ先

鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課給与担当	0857-26-7936	(退職手当)
鳥取県教育委員会事務局教育総務課福利担当	0857-26-7531	(財形貯蓄・確定拠出型年金)
公立学校共済組合鳥取支部貸付・厚生担当	0857-26-7957	(共済貸付・福祉保険制度・アイリスプラン)
公立学校共済組合鳥取支部医療・年金担当	0857-26-8327、7956	(組合員証・資格喪失証明書・任意継続・退職届書給付金・年金)
一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会	0857-26-7940	(互助会貸付・団体保険・リフレッシュ旅行)

お問合せ先

鳥取県教育委員会事務局教育総務課
鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課
公立学校共済組合鳥取支部

【住 所】

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

- 財形貯蓄に関する事…………… (教育総務課 福利担当)
(0857) 26-7531
- 退職手当に関する事…………… (教育人材開発課 給与担当)
(0857) 26-7936
- 年金等共済組合の長期給付に…………… (公立学校共済組合 医療・年金担当)
関すること (0857) 26-7956
- 任意継続組合員に関する事…………… (公立学校共済組合 医療・年金担当)
(0857) 26-7956